

大阪市と株式会社 NEW PARK PROJECT 及び
社会福祉法人大阪市淀川区社会福祉協議会との包括連携に関する協定書（淀川区）

大阪市（以下「甲」という。）と株式会社 NEW PARK PROJECT（以下「乙」という。）及び社会福祉法人大阪市淀川区社会福祉協議会（以下「丙」という。）は、地域課題の解決に向け、相互に連携して取り組むことにより、大阪市淀川区内における地域のより一層の活性化に資するため、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が、緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、区民サービスの向上及び地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について具体的な内容をその都度担当部署と協議し、実施の可否を確認しながら連携、協力する。

- (1) 地域コミュニティ活性化に関すること
- (2) 子育て・教育に関すること
- (3) 安全・安心に関すること
- (4) その他目的達成のため必要な事項に関すること

（定期協議）

第3条 甲、乙及び丙は、前条各号に定める事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

（協定内容の変更）

第4条 甲、乙又は丙のいずれかが、他のすべての当事者に対して本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間及び更新）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲、乙又は丙から他の全ての当事者に対し、書面による特段の申し出がない場合は、有効期間が満了する日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

2 甲、乙又は丙は、前項の定めにかかわらず、他の全ての当事者に対し、1か月前までに書面をもって通知することにより、いつでも本協定を終了させることができる。

(守秘義務)

第6条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た他の当事者の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 甲、乙及び丙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙は、それぞれが記名の上、各自その1通を保有する。

令和4年9月30日

甲 大阪市北区中之島1丁目3番20号
大阪市長
協定締結担当者 大阪市淀川区長
(自署)

乙 大阪市淀川区加島1丁目23番30号
株式会社 NEW PARK PROJECT
代表取締役社長
(自署)

丙 大阪市淀川区三国本町2丁目14番3号
社会福祉法人 大阪市淀川区社会福祉協議会
会長
(自署)